

品川区 大井町駅周辺地区特定事業計画

(大井町駅周辺地区バリアフリー計画に基づく実施計画)

平成28年12月

品川区

目 次

1. 特定事業計画の作成にあたって	
1. 1 計画作成の趣旨	1
1. 2 重点整備地区（大井町駅周辺地区）の概要	2
(1) 重点整備地区区域	2
(2) 生活関連施設	2
(3) 生活関連経路	2
2. 大井町駅周辺地区特定事業計画	
2. 1 目標年次	4
2. 2 区が実施または関わる事業	4
(1) 事業一覧	5
(2) 実施概要・整備箇所図	8
(3) 関係機関との協議・調整や検討を進めていく事業の進捗	19
2. 3 区以外の事業主体が実施する事業一覧	24
(1) 事業一覧	24
(2) 実施概要・整備箇所図	25
3. 資料編	
3. 1 策定・改定の経緯	29
3. 2 改定時の変更内容	29

1. 特定事業計画の作成にあたって

1. 1 計画作成の趣旨

品川区では、今後の高齢化の進行や、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした国際都市としての発展を見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進することを目的とし、平成 27 年 3 月に大井町駅周辺を重点整備地区に設定した「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」¹⁾ を策定しました。

大井町駅周辺地区バリアフリー計画では、重点整備地区内の生活関連施設²⁾ 及び生活関連経路³⁾ の移動円滑化のために実施すべき事業を、実施者や実施予定時期とともに特定事業として明示しました。

本計画は、大井町駅周辺地区バリアフリー計画において示した特定事業の計画的かつ着実な実施に向け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という）」に基づき策定するものです。また、当該バリアフリー計画の進行管理の一環である、品川区やさしいまちづくり推進協議会への報告のうち、特定事業に関する報告に用いることも想定しています。

なお、東京都公安委員会が実施する事業は、本計画とは別に東京都公安委員会が特定事業計画を作成することとしております。

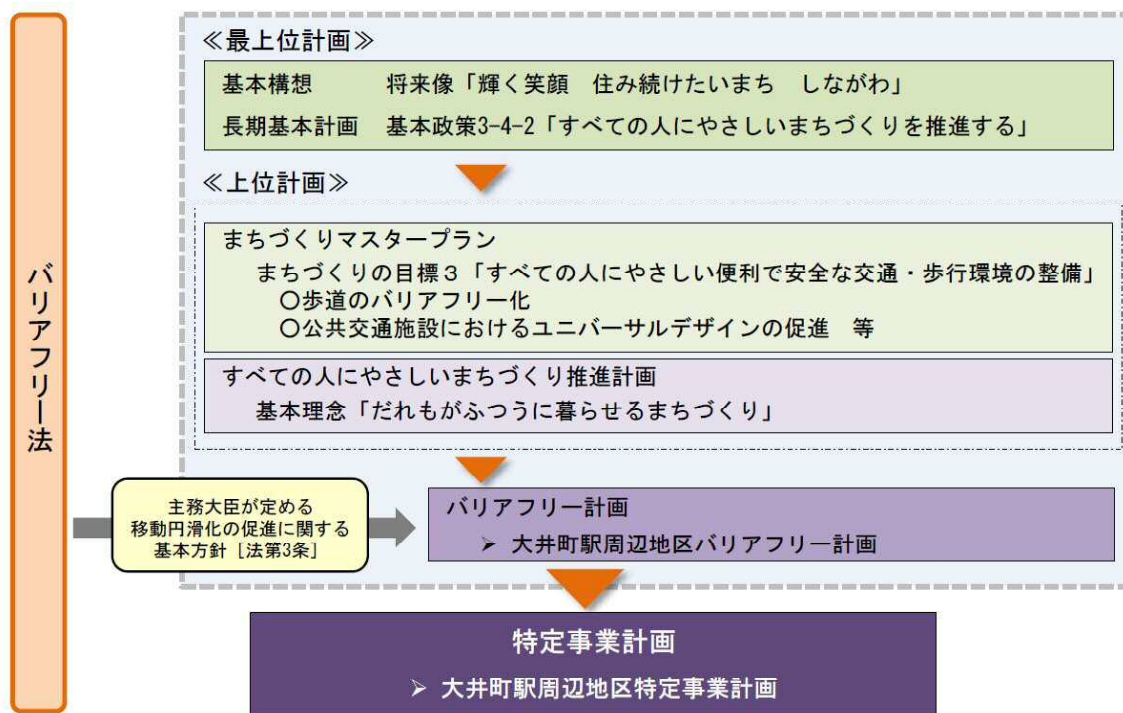


図 計画の位置づけ

- 1) バリアフリー計画 バリアフリー法第 25 条に定められている基本構想に該当するもので、国が定める「移動円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する計画。品川区では地区ごとに作成することとし、大井町駅周辺地区バリアフリー計画は、品川区初の計画である。
- 2) 生活関連施設 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
- 3) 生活関連経路 生活関連施設相互間の経路。

1. 2 重点整備地区（大井町駅周辺地区）の概要

大井町駅周辺地区バリアフリー計画において設定した「重点整備地区の区域」、「生活関連施設」、「生活関連経路」は、次のページに示します。

なお、各事項の設定の考え方は、以下のとおりです。

(1) 重点整備地区の区域

大井町駅を中心とし、概ね 10 分以内に徒歩で移動できる範囲として半径 700m を目安に、生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを道路・丁町界・鉄道などの境界で区切り設定しました。

(2) 生活関連施設

生活関連施設は、下表に示す考え方をもとに抽出し、設定しました。

生活関連施設の設定の考え方		
共通の基本的事項	相当数の高齢者、障害者等が利用する施設、常に不特定多数の人が利用する施設で移動円滑化の実現性が高いもの、優先度の高いものを設定	
施設分類	旅客施設	乗降客数の多い施設。移動等円滑化の促進に関する基本方針では乗降客数 3,000 人／日以上以上の駅
	官公庁施設・公共施設	区役所、保健所、税務署など、高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用する施設
	医療・福祉施設	複数診療科目があり病床数の多い病院、多くの高齢者や障害者が利用する福祉施設
	商業施設等	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている施設規模 2,000 ㎡以上のも 宿泊施設は客室 500 室以上のも
	駐車場	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている面積 500 ㎡以上で料金を徴収し、建築物でないもの
	公園	面積 2,000 ㎡以上かつ高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用し、他の生活関連施設との回遊性が高い公園

(3) 生活関連経路

生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構築されるように設定しました。

